

配付資料一覧および追加資料

①2009年12月の開示府令改正による第2号様式の変更点

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-4/02.pdf> 22頁～32頁

②株式会社レナウン有価証券届出書（第一部【証券情報】）

<https://info.edinet-fsa.go.jp/E01EW/download?1279843637786> 1頁～13頁

③日本取締役協会・金融資本市場委員会「公開会社法要綱案 第11案」（2007年10月17日） 2.06～2.16

[http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/koukai\\_kaishahou/20100110\\_Youkou11.pdf](http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/koukai_kaishahou/20100110_Youkou11.pdf)

④A株式会社（ジャスダック上場会社）の有価証券届出書

第一部【証券情報】 第3【第三者割当ての場合の特記事項】 3【発行条件に関する事項】

追加資料（改正開示府令における「第三者割当」の定義）

改正開示府令19条2項1号ヲ

当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下この号において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法。）並びに（1）及び（2）に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

（1）一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法

（2）新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法